

平成30年10月22日

(問い合わせ先)

中国運輸局 自動車交通部旅客第二課

担当：門包・^{もんづつみ} 館^{たか}

TEL：082-228-3450

FAX：082-228-3452

広島交通圏のタクシーの運賃改定要請について

平成30年10月19日付けで広島交通圏のタクシー事業者である有限会社宝塚タクシーを始めとし、ほか2社から一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃（※1）の変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、広島交通圏において本要請の日から3ヶ月の受付期間を経た後、要請書を提出した事業者の合計車両数が、交通圏内の法人事業者（※2）全体の車両数の7割（※3）を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

要請者（平成30年10月19日現在）

1. 法人名：有限会社 宝塚タクシー
住 所：広島県広島市東区山根町32番15号
2. 法人名：有限会社 かもめタクシー
住 所：広島県広島市南区東雲1丁目9番26号
3. 法人名：株式会社 城北タクシー
住 所：広島県広島市安佐南区長東西1丁目1番48号

運賃適用地域

広島交通圏

広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町

要請の概要

【初乗運賃及び加算運賃】

- （要請）普通車1，264mまで680円、236mごとに80円加算
※小型車と中型車の車種区分を統合して普通車とするもの。
大型車1，250mまで730円、250mごとに100円加算
特定大型車1，273mまで820円、227mごとに100円加算
深夜早朝割増 22時から翌朝5時まで 2割増し
- （現行）小型車1，174mまで550円、326mごとに80円加算
中型車1，219mまで560円、281mごとに80円加算
大型車1，232mまで610円、268mごとに90円加算

特定大型車1, 257mまで680円、243mごとに90円加算
深夜早朝割増 23時から翌朝5時まで 2割増し

※1 公定幅運賃

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づいて指定した特定地域・準特定地域においては、タクシー運賃は国土交通大臣（地方運輸局長に権限委任。）が指定した運賃の範囲（公定幅運賃）から、事業者が運賃を選択し、届け出ている。

※2 法人事業者

法人事業者とは、1人1車制個人タクシー事業者を除くタクシー事業者を指す。

※3 7割ルール

公定幅運賃の変更（運賃改定）については、変更の要請書を提出した法人事業者の車両数の合計が、地域内の法人事業者全車両数の7割以上となった場合に手続きを開始する「7割ルール」が通達で設けられている。

なお、全車両数及び要請書を提出した事業者の車両数から、ハイヤー及び福祉輸送サービス限定の事業者の車両数は除かれる。

参考

- 要請受付期間
平成30年10月19日 ～ 平成31年1月18日
- 広島交通圏における法人事業者数（平成30年10月12日現在）
82事業者（ハイヤー及び福祉輸送限定事業者を除く。）
- 広島交通圏における法人事業者合計車両数（平成30年10月12日現在）
3048両（ハイヤー及び福祉輸送限定車両を除く。）
- 過去の運賃改定状況（広島交通圏）
前回改定 平成19年11月26日実施
平成26年に消費税改定（5%⇒8%）に伴う改定
- 中国地方の運賃改定状況
広島県B地区 平成27年11月20日実施
鳥取県 平成27年11月20日実施
島根県本土 平成26年 4月 1日実施
島根県隠岐 平成27年 7月23日実施
岡山県 平成27年11月28日実施
山口県 平成20年 3月 1日実施（平成26年に消費税改定（5%⇒8%）に伴う改定）